

2026年4月1日から

自転車の交通違反に

「青切符」が導入されます 交通反則通告制度

交通反則通告制度（いわゆる「青切符」制度）は、自動車の交通違反の際に広く行われている違反処理の方法ですが、自転車も車両の仲間として交通ルールの遵守を図るため、2026年4月1日から、自転車の一定の交通違反に「青切符」制度が導入されることとなりました。

対象は
16歳以上

対象となる違反は
110種類以上

こんな違反は反則金の対象となります！

ながらスマホ



反則金12,000円

遮断踏切立入り



反則金7,000円

信号無視(赤色)



反則金 6,000円

通行区分違反

(車道の右側通行・歩道通行等)



一時不停止



無灯火



反則金 5,000円

イヤホンの使用

(必要な音などが聞こえない場合)



並進・二人乗り



反則金3,000円



免許はなくてもドライバー
交通ルールを守りましょう！

三重県警察

詳細はこちら→
(三重県警察ホームページ)



自転車安全利用五則

自転車の基本的な交通ルールを確認しましょう！

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。
車道通行をするときは、道路の中央から左側部分の左端に寄って通行しなければいけません。

* 普通自転車が歩道を通行できる場合

- ①「普通自転車歩道通行可」を示す道路標識や道路標示があるとき
- ②13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ③道路工事等で車道の左側を通行することが難しいときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、車道を通行すると事故の危険があるとき



普通自転車歩道通行可の標識

★歩道を通行できる場合は、歩道の中央から車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行しなければいけません。

★歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければいけません。

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。

一時停止標識のある交差点では、停止線の直前で一時停止しなければいけません。一時停止標識のない交差点で安全が確認できない場合は、安全確認のために停止するか、十分に速度を落として進行しましょう。



夜間はライトを点灯



夜間は必ずライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

飲酒運転は禁止

自動車と同じく、お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。



ヘルメットを着用

自転車を運転するときは、ヘルメットの着用が努力義務とされています。

自転車乗用中の死亡事故の多くが、頭部損傷によるものです。命を守るため、ヘルメットを正しく着用しましょう。

